

港区公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

本案は、公衆浴場の浴槽水の水質基準を変更するものです。

【条例改正の背景】

条例で定める入浴者の衛生及び風紀に必要な措置等の基準のうち、公衆浴場で使用する水の衛生管理については、国が示す「公衆浴場における水質基準等に関する指針」をもとに基準を定めています。

水質検査の技術の進歩などを踏まえ、国の指針が改正され、公衆浴場における水質基準の指標について、よりの確に汚染を捉えることができる指標に見直しがなされたことから、条例を改正します。

【条例改正の内容】

浴槽水の水質基準の指標を「大腸菌群数」から「大腸菌数」に変更します。

【施行期日】

令和7年4月1日